別添 意見募集において寄せられた意見及び意見に対する市の考え方

「第2 監視指導の実施体制に関する事項について」ついて【意見数1】

| NO. | 意見要旨 | 意見に対する市の考え方 |
|-----|--|--|
| 1 | 1 実施機関の図3と2連携体制の図4について、今回から「保健所」が新たに記載された。 複数機関と「保健所」が間に入って連携することについて、文中にも記載してはどうか。 | 川崎市は平成28年度から一保健所体制としております。令和6年度から体制が変わるものではありませんが、改めて図示したものです。 |

「第4 食品の収去検査等に関する事項について」について【意見数1】

| . 2/1-1 | と | The July 1 |
|---------|--|---|
| NO. | 意見要旨 | 意見に対する市の考え方 |
| 1 | 収去検査について、市内流通品、特に生菓子や 総菜等市内で製造・消費されるものに重点を置 いていると聞いているが、計画では各項目の検 査の有無、検査数の違い等市民から理由が分か りにくい部分がある。検査体制や各項目のリス ク度について明確化されるとより信頼と安心に 繋がる。 | 収去検査の目的、結果等について市民の皆様へより伝わりやすくなる表記等を引き続き検討してまいります。 |

「第6 一斉取締りの実施に関する事項」について【意見数1】

| NO. | 意見要旨 | 意見に対する市の考え方 |
|-----|--|---|
| 1 | 夏期食品一斉監視は7月から8月末までとなっているが、暑い時期が長くなり、10月、11月に入っても夏日や真夏日を全国で観測されるようになっている。また、食中毒が最も多いのは10月といわれている。一斉監視の期間について検討が必要なのではないか。 | 厚生労働省が通知で定める夏期一斉取締り実施期間は原則7月1日から7月29日となっておりますが、本市では7月1日から8月31日までを実施期間としているところです。また、当該実施期間以外も通常の監視を実施しております。今後も猛暑の影響や冬季以外のノロウイルス食中毒の発生状況等も踏まえ、年間を通した効果的、効率的な監視指導に努めてまいります。 |

「第 10 関係者相互間の情報及び意見の交換(リスクコミュニケーション)の実施に関するについて」について【意見数 3 】

| NO. | 意見要旨 | 意見に対する市の考え方 |
|-----|---|---|
| 1 | ノロウイルスによる食中毒について、飲食店や老人ホームなどでの食事が原因で大人数の患者が出てしまったニュースを耳にする機会は多い。令和4年の全国の食中毒患者数の31.7%はノロウイルスによる食中毒となっている。(厚労省HPより)市民に対しては、食品安全推進キャラクター「ハムップ店長」の周知を図りながら、食品衛生に関する正しい知識の普及、食品事業者に対しては、HACCPに沿った衛生管理等の普及啓発を強化してほしい。 | 食品安全推進キャラクター「ハムップ店長」を 啓発に活用し、幅広い年齢層に食品衛生に関す る正しい知識の普及啓発や食品の安全性を確 保する取組の紹介等を行います。またHACC Pに沿った衛生管理等の推進のため、衛生管理 計画の作成支援等を実施してまいります。 |
| 2 | 市民への情報発信を積極的に行ってほしい。 様々な啓発活動を行っているようだが、あまり 広く知られていないように感じる。 食品衛生に触れる機会の少ない一般市民や子ど もが、食品の安全について情報を得られるよう な仕組みづくりに期待する。 | |
| 3 | 本市オリジナルの食品安全推進キャラクター「ハムップ店長」を更に活用いただきたい。川崎市というと「てるみ~にや」など川崎市消費者行政センターのキャラクターの存在感が強いが、食品安全推進という視点で全世代に関わる情報を「ハムップ店長」を通じて広げてほしい。啓発グッズの他、「ハムップ店長学校へ行く!」など食品安全の教育面での活動も期待している。 | |

「第11 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上に関する事項について」について【意見数1】

| ' <i>7</i> 77 - | ロー 及即用工に所る人的の長成及の負負の円工に因 | |
|-----------------|--|--|
| NO. | 意見要旨 | 意見に対する市の考え方 |
| 1 | HACCPに沿った衛生管理の制度化や、次年度は市制100周年に関連した多彩な記念事業が開催されることでの相談・指導が増加すると予想されている。食の安全の上で保健衛生に携わる人の人材育成と確保はとても重要になると思っている。どの分野でも人材不足が課題となっている中、どのような計画で進めるのか、増員の計画があるかなど、わかる範囲で知りたい。また、市民への啓発を進めることにより、一般の人でも予防に貢献できることがあると思うので、さらなる広報の充実をお願いしたい。 | 人材育成は、川崎市人材育成基本方針等を踏まえ、計画的な研修受講や庁内外の人事交流のほか、実務に即したOJTや調査研究事業等を通じ、専門性の確保と向上を図ります。また、限られた人材で効果的、効率的な監視指導を実施するため、デジタル化推進等による事務の効率化を図ってまいります。 広報については、今後も、効果的な手法等について検討してまいります。 |

その他事項について【意見数1】

| NO. | 意見要旨 | 意見に対する市の考え方 |
|-----|---|---|
| 1 | 個人的に食中毒予防の観点から飲食店やキッチンカーで使用又は提供されている水に対して日頃より疑問を持っていた。海外などでは食中毒の原因が水にある場合も多く、近年の猛暑で日本でも水の取り扱いには細心の注意が必要と考える。既に衛生監視基準がある場合は基準内容を、もしくは見解をお示しいただきたい。 | 営業施設における使用水等の衛生管理については、食品衛生法施行規則において基準が定められているほか、食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例において、給水設備の基準が定められております。 食中毒予防の観点からも、施設での水の取扱いについて、適切に監視・指導を行ってまいります。 |